

東京国立近代美術館工芸館開館に向けた魅力発信事業（映像製作）

仕様書

1. 事業の目的

東京国立近代美術館工芸館の開館に向け、工芸館の移転の意義や本県伝統工芸の魅力などについてのPR映像を製作し、県民及び国内外の観光客等を対象にした情報発信を行うことにより、工芸館移転の気運醸成を図る。

2. 事業概要

インターネット上の動画配信サイト、県内外の文化施設及び県・金沢市関係施設等で活用する、工芸館の移転概要や本県伝統工芸の魅力を紹介する映像を製作する。

3. 発注者

「東京国立近代美術館工芸館名品展」等実行委員会（以下「実行委員会」という。）
（事務担当：石川県企画振興部企画課）

4. 契約期間

契約日～平成31年3月31日（日）まで

（1）仕様

①構成

（ア）以下に掲げる要素を基本に構成する、工芸館の移転概要、本県伝統工芸の魅力等をPRするショートムービー（1分程度のもの数編）

- ・ 現工芸館（東京）の概要
- ・ 石川県立美術館、中村記念美術館等の作品の紹介
- ・ 本県及び金沢市の伝統工芸の紹介
- ・ 季節ごとの兼六園周辺文化の森の紹介
- ・ 工芸館移転の概要
- ・ 主な移転作品の紹介
- ・ 建物の建設状況の紹介

（イ）（ア）の動画の内容を踏まえ再構成したロングムービー（15～20分程度）

※留意点

- ・ 工芸館の移転及び本県伝統工芸の魅力等について、工芸館の認知度を高めるとともに本県への移転の意義が伝わり、国内外の観光客等が魅力を感じるようなコンセプトのもとに制作すること。
- ・ 季節感、高級感、躍動感のある内容とし、視聴する国内外の観光客等に工芸館を訪れたいと思わせる構成とすること。
- ・ イベントやセミナー等、様々な放映環境を想定した内容であること。

・映像の詳細な内容については、実行委員会と協議のうえ決定すること。

②PR対象 国内外の観光客等

③言語 日本語、英語、中国語（繁・簡）、韓国語
※ナレーションやテロップ等は、言語を選択できるようにすること。
※映像の内容は言語に関わらず同じものとする。

④画質 4K解像度以上で撮影すること。

⑤制作物および納入方法

(ア) 4K解像度で撮影した保存用データ

ブルーレイディスク等の記録媒体を用いて納品すること。（2組）

(イ) ショートムービー用データ

撮影・制作したものから、順次Web掲載用データをMP4で提出すること。
実行委員会の用途に応じ他の形式に変換すること。

(ウ) 配布用DVD

ショートムービー及びロングムービーを収録したDVDを300セット
(NTSC200セット、PAL100セット)納品すること。

※市販のDVDプレーヤー及びパソコンの両方で再生できること。

5. 著作権等について

(1) 著作権の帰属

①当事業で製作した映像、画像、音声の著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む）は実行委員会に帰属するものとし、実行委員会が作成・運営するホームページやプロモーション、イベント等に随時使用、複製でき、かつ、工芸館移転や本県伝統工芸の魅力のPRのため、第三者が自由に二次利用できるものとする。

②製作にあたり、第三者が権利を有する写真・イラスト・動画を使用する際には、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、全て受託者が行う。

(2) 権利処理

①本映像に使用される文芸、音楽、美術等一切の著作権、第三者の肖像権、プライバシー権、その他一切の権利及び、監督・脚本・出演者・カメラマン・アートディレクター・技術監督・その他製作関係者の本映像の著作権に関して、何ら問題の生ずることがない完全な状態で実行委員会のみ帰属するよう留意すること。

②前項に関し、関係者を含む第三者から異議、苦情の申立、実費又は対価の請求、損害賠償請求等があった場合は、弁護士費用も含め、受託者の責任と負担においてこれを処理すること。

③本映像の行使に関するあらゆる二次利用料は、一切発生しないものとする。
関係者を含む第三者から異議、苦情の申立、実費又は対価の請求、損害賠償請求等があった場合は、弁護士費用も含め、受託者の責任と負担においてこれを

処理すること。

- ④ ①から③に加え、成果物が、インターネット上の動画配信サイト等で公開可能な映像となるよう、権利処理に特に留意すること。

6. 実施報告書の提出

履行期限までに、次の事項について記載した事業実施報告書を紙媒体(カラーの印刷物)1部、電子データ(CD-R等)1部を提出するとともに、成果物(DVD以外)を納入すること。

提出先：石川県企画振興部企画課

履行期限：平成31年3月31日(日)

【記載内容】

- (1) 事業実施概要
- (2) 事業実施状況
- (3) 映像製作に関する以下の書類等
 - ① ロケ工程表
 - ② 最終台本
 - ③ ナレーション・字幕等
 - ④ 著作権等対応メモ

7. 瑕疵担保責任

本委託事業における瑕疵担保期間は、契約終了の日から1年間とする。この間に瑕疵が発見された場合は、受託者の責任において補修を行うものとする。

8. 委託予定金額

9,000千円以内(消費税込み)

9. 委託契約の締結

審査により選定された事業者と、委託業務の概要に示した業務委託契約を締結する。委託料及び契約の詳細については、本仕様書に定めるもののほか、別途協議して決定する。

10. 支払い

原則、当該年度事業終了確認後に支払うものとする。ただし、実施状況に応じて、実行委員会との協議により、契約金の一部を前金払いで支払うことができるものとする。

11. 企画提案説明会について

委託内容の趣旨等について理解いただくため、次のとおり説明会を開催する。

- (1) 日時：平成30年7月31日(火) 15時から
- (2) 場所：石川県庁行政庁舎14階 1408会議室
- (3) 説明会参加申込み

平成30年7月30日(月)17時までに、社名及び参加者名をメールにより申込むこと(様式任意)。なお、企画提案説明会への参加は、審査会への応募の必須要件ではない。

12. 審査会について

- ・工芸館移転の意義や本県伝統工芸の魅力等について、国内外の観光客等へ広く発信する映像の企画を可能な限り具体的に提案すること。審査会の日時及び会場は、応募者へ別途通知する。
- ・当審査会への参加の意思表示及び提出資料等に関する質疑は、平成30年8月3日（金）17時（必着）までに、郵送またはメールにより提出すること（様式任意）。ただし、企画提案説明会においては口頭での質問も受け付ける。質疑に関する回答については、一括して応募者全員に対してメールをもって通知する。

メール送付先：kikakuka@pref.ishikawa.lg.jp

13. 審査会提出資料

提出資料	提出部数	備 考
企 画 書 参 考 見 積 書	6 部	【企画書記載事項】 (1) PR映像に関する事項 ①企画コンセプト（映像作成にあたり明確なテーマを定め、具体的に説明すること） ②構成台本、シナリオ ③コンテンツリスト ④スケジュール表 ⑤映像制作に関する独自手法等があれば記述すること。 (2) 制作者に関する事項（制作責任者を明確にし、その人物による過去の制作物や実績を明記すること） (3) その他 ①その他特筆すべき事項 ②見積書
		【企画書提出における留意事項】 ・ <u>ロングムービーを制作する場合を想定した企画コンセプトの提案を行うこと。</u> ・ 提出する企画書は会社名の記載が無しのを5部、記載有りのものを1部提出すること。 ・ 見積書は企画書内に綴じ込むこと。 ・ 企画書はA4横、左1点ホッチにて作成すること。 ・ 企画書を保護する透明カバーは不要。
制作責任者による過去成果物	6 枚	制作責任者が過去に制作した映像作品について、過去の事業実績成果物としてその映像をCD-Rにまとめたもの（同CD-Rは一般的なパソコンで再生可能なものであること）。制作作品が多数ある場合は、その中で代表的なものを収録すること。
会社概要	1 部	①提案会社の名称、住所、代表者の役職及び氏名 ②本事業の担当者氏名、連絡先、組織概要、取扱業務内容 ③再委託の有無及び予定（有の場合は、再委託の範囲） ④類似事業の受託実績（過去5年）

14. 資料提出の方法等

(1) 提出期限

平成30年8月21日(火)17時(必着)まで

(2) 提出方法

上記期限内に、下記あて郵送または持参すること。

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県企画振興部企画課

15. 企画書の審査について

実施方法

各業者から提出された企画書を、次の基準で審査員が審査を行い、石川県企画振興部企画課において集計を行い、業者を選定する。

<審査基準>

- ・企画力：工芸館の本県への移転の意義や本県伝統工芸の魅力を発信するのに優れた企画内容となっているか
- ・ストーリー性：構成にストーリー性があり、工芸館移転についての理解が深まり訪れたいと思われる内容となっているか
- ・履行能力：過去の実績も踏まえ、国内外の観光客等に対して魅力的な映像を作成できるかどうか
- ・業務実施体制：提案内容を実現できる組織体制か、企画内容と比較して費用は適正か

※審査内容については公表しない。

※審査結果については別途通知するが、異議の申し立ては認めない。

16. 審査会への参加要件について

- ・過去に同種のプロモーション用映像を制作した実績があり、映像作品制作についてノウハウを有する者であること。
- ・石川県の競争入札参加資格者名簿（企画展示広告・映画・室内デザイン類）への記載がある者であること。

17. 審査会にかかる失格要件について

次の事項に該当したものは、審査会参加の資格を失う。

- ・この仕様書に定める条件や規定に従わないとき。
- ・あらかじめ審査に影響を与える恐れのある行為を行った場合。
- ・その他公正な企画競争を妨げる恐れのある行為等を行い又は行おうとした場合

18. その他

- (1) 事業の円滑かつ効率的な実施のため、実行委員会の担当者と綿密な連携を図り、必要に応じ専門家を交えた企画会議を実施しながら事業を進めるものとする。

なお、企画会議開催にあたり生じる専門家の旅費等について、受託者が負担することとする。

- (2) 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、その都度協議のうえ対応するものとする。
- (3) 個人情報に関連する業務については関係法令を遵守し、本仕様書に定めのない事項については、その都度協議のうえ対応するものとする。